

# 小学校給食費の無償化等について

## 本市としての対応 (R8.4~)

### ○小学校 (特別支援学校小学部含む)

- ・令和8年4月から学校給食費を無償化する
  - ・国支援基準額 (5,200円) と食材調達額 (5,700円) との差額は、市の負担とする。
  - ・実態に即した基準額とするよう、今後も国に要望していく。
  - ・食物アレルギーにより給食を完全に停止している児童 (家庭から弁当を持参している児童) に対して給付を行う。
- ※令和8年度当初予算に100万円を計上

### ○中学校 (特別支援学校中学部含む)、特別支援学校高等部

- ・令和8年度においては、独自の無償化は実施しないものの、これまで行ってきた物価高騰支援策を継続し、給食費 (保護者負担額) は据え置く。
- ・速やかに国の財政支援の対象を中学校まで拡充するよう、今後も国に強く要望していく。



1人あたり年間  
約6万3千円の負担軽減



1人あたり年間  
約1万7千円の負担軽減

### ○1人あたり食材調達額の負担イメージ

		食材調達額	保護者負担	無償化に伴う 国(県)支援	本市独自支援
小学校	1食単価	323円	0円 (R8.4から無償化)	293円	30円
	月額単価	5,700円	0円 (R8.4から無償化)	5,200円	500円
中学校	1食単価	383円	据え置き 295円	- (支援の対象外)	88円
	月額単価	6,800円	据え置き 5,200円	- (支援の対象外)	1,600円

### ○食材調達総額の財源構成

#### ■小学校食材費(特支(小)含む) 計2,592百万円

生保.奨励費 15百万円	教職員等 206百万円	国(県)支援金 2,247百万円	市負担 124百万円
-----------------	----------------	---------------------	---------------

#### ■中学校食材費(特支(中高)含む) 計1,470百万円

生保.就援.奨励費 178百万円	教職員等 115百万円	保護者負担 872百万円	市負担 305百万円
---------------------	----------------	-----------------	---------------

## 【参考】国の制度概要 学校給食費の抜本的な負担軽減 (いわゆる給食無償化)

- 趣 旨 学校給食費の保護者負担の軽減を通じた子育て支援に取り組む自治体への支援として実施
- 支援対象 給食を実施する公立小学校 (特別支援学校小学部含む) の学校給食に係る食材調達額を支援
- 支援基準額 1人あたり月額5,200円(特別支援学校小学部は6,200円)
  - ・ 支援額(国1/2, 県1/2) 支援基準額 × 給食実施校の在籍児童数 × 11月
  - ・ 食材調達額が支援額を超える場合は、学校給食法に基づき、保護者から給食費を徴収することが可能
  - ・ 生活保護・特別支援学校の特別支援教育就学奨励費の対象者は、現行制度が優先適用されるため本制度の対象外 (現行制度下において、既に公費負担されている。)

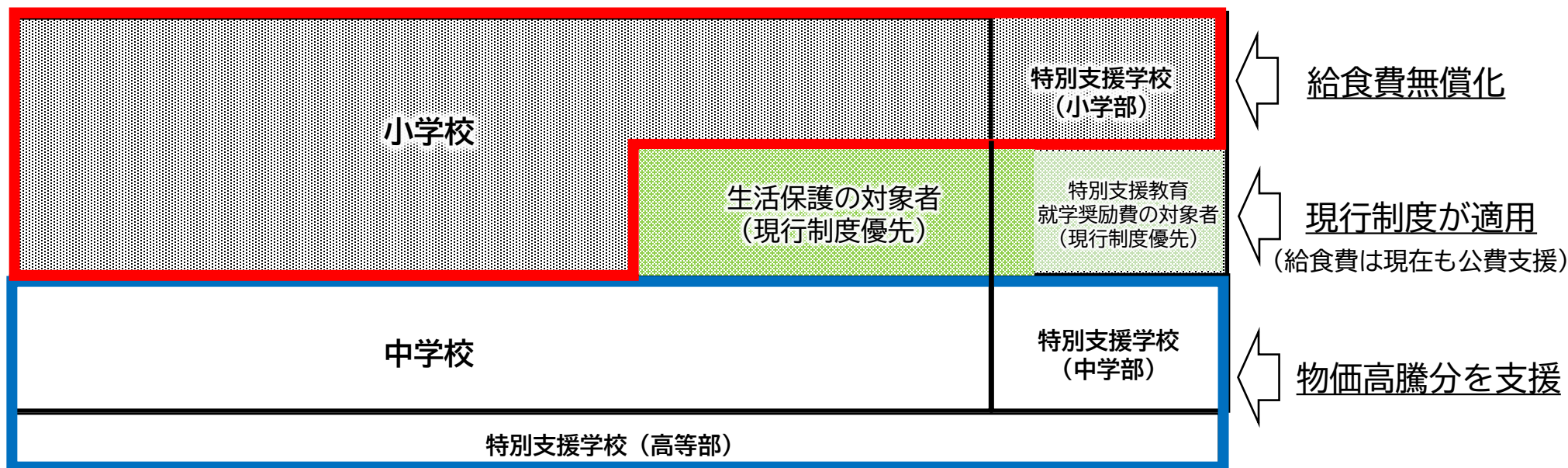
# 小学校給食費の無償化等について

## 給食費無償化の対象範囲

■小学校及び特別支援学校（小学部）のうち、生活保護及び特別支援教育就学奨励費の対象者を除く児童の保護者（赤枠部分）については、学校給食費を徴収する保護者から除外する（＝給食費を無償化とする）。

→ 下線部の内容は、規則に規定する。

■生活保護及び特別支援教育就学奨励費の対象者については、現在も公費負担されており、給食費無償化後も現行制度が優先して適用される。



## その他（給食費の徴収回数の変更）

■給食費の還付件数削減を図るため令和8年度から次のとおりとする。

旧 5月末日を第1期とし、全10期納付

新 6月末日を第1期とし、全9期納付